

令和7年度 市有財産公募先着順売払い案内書

大津市所有の未利用財産を売却します

大津市総務部管財課

応募方法

応募方法については、普通財産譲渡申請書に必要事項を記入し、普通財産譲渡申請書裏面に記載されている必要書類を添付の上、受付期間内に直接管財課に持参してください。

受付場所：大津市御陵町3番1号

大津市役所別館2階 総務部管財課

受付期間：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

※大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する本市の休日を除く

受付期間：午前9時から午後5時まで

応募者の資格

- （1） 応募には、個人、法人を問わず、次に掲げる[申込みのできない方]に該当する方を除き、どなたでも参加していただけます。
- （2） 申込みをされた方が、買受予定者（その物件の購入者）となります。
- （3） 2名以上の共有名義で申込みすることも可能です。

申込みのできない方

次の（1）から（4）のいずれかに該当する方は、申込みできません。

- （1）当該応募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの
- （2）次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 大津市（以下「市」という。）との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 買受者が市と契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項による監督又は検査の実施に当たり市の職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて市との契約を履行しなかった者

(3) 次のアからクまでのいずれかに該当する者

- ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 募集に付する市有地を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者であると認められるとき。
 - ク アからキまでのいずれかに該当する者の依頼を受けて募集に参加しようとする者であると認められるとき。
- (4) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員

買受予定者の決定方法

応募の受付は先着順とします。

本案内書に示した条件を満たした方で、適正な書類を提出し、大津市に受理された方を購入者と決定します。ただし、同日に受理された方が複数いるときは、抽選により購入者を決定します。この場合において抽選に参加できない方がいるときは当該市有財産の売払いに関する事務に関係のない職員が抽選を行います。

抽選を行う日時及び場所については後日大津市から通知しますので、申込者本人またはその代理人の参加をお願いします。また、抽選に参加する方は、普通財産譲渡申請書の写し、身分を明らかにできる書類及び委任状（代理人が参加する場合のみ）を持参願います。

契約の締結

書類提出後、原則1ヶ月以内に売買契約を締結していただきます。

売買契約と同時に契約保証金（売買代金の10/100以上相当額）を納付していただきます。

また、契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は買受予定者の負担となります。

売買代金の納付

契約締結後、市が発行する納入通知書により指定期日までに、売買代金と契約保証金との差額を全額納付していただきます。売買代金の分割納付はできません。

契約締結後、指定期日までに売買代金が支払われない場合は、売買契約を解除のうえ、契約保証金は違約金として市に帰属することになりますので、十分ご注意ください。

財産の引渡し

売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転するものとし、現状有姿での引き渡しとなります。

所有権移転の手続

登記手続きは、買受人の請求により大津市が行います。

お問い合わせ

大津市総務部管財課

電 話: 077-528-2715

ファックス: 077-528-2626

E-mail: otsu1204@city.otsu.lg.jp